協 議 項 目	特別職の身分の取扱い	協議細目	

項	目	参 考 資 料
参考法令	特別職の職員の身分に関する取り扱い	【地方公務員法（抄）】 （一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員） 第3条　地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。 2　一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3　特別職は、左に掲げる職とする。 （1）　就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 （1）の2　地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 （1）の3　地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 （2）　法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの （3）　臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 （4）　地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの （5）　非常勤の消防団員及び水防団員の職 【地方自治法（抄）】 （委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等） 第180条の5　執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左のとおりである。 （1）　教育委員会 （2）　選挙管理委員会 （3）　人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会 （4）　監査委員 2　省　略 3　第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。 （1）農業委員会 （2）　固定資産評価審査委員会 4～8　省　略

協 議 項 目	特別職の身分の取扱い	協議細目	

項	目	参 考 資 料
参考法令	市町村長	【地方自治法（抄）】 （知事及び市町村長） 第139条　省　略 2　市町村に市町村長を置く （任期） 第140条　普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。 2　省　略 【公職選挙法（抄）】 （一般選挙、長の任期満了による選挙及び設置選挙） 第33条　1～2　省　略 3　市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。 4～5　省　略 【地方自治法施行令（抄）】 （長の職務を暫定的に行う者） 第1条の2　普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。 2　前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあっては総務大臣、市町村の設置にあっては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。 3　第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であった者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。
	助　役	【地方自治法（抄）】 （副知事・助役の設置及びその定数） 第161条　省　略 2　市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。 3　副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。 （副知事及び助役の選任） 第162条　副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。 （副知事及び助役の任期） 第163条　副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

協 議 項 目	特別職の身分の取扱い	協議細目	

項	目	参 考 資 料
参考法令	収 入 役	【地方自治法（抄）】 （出納長・収入役及び副出納長・副収入役） 第168条 省 略 2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。 3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。 4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。 5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。 6 省 略 7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。 8～9 省 略
	教 育 長 教育委員会	【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）】 （設置） 第2条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。 （組織） 第3条 教育委員会は、5人の委員を以て組織する。（以下省略） （任命） 第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 （任期） 第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 （教育長） 第16条 教育委員会に、教育長を置く。 2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（教育長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。 4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。 （教育長及び事務局職員の身分取扱） 第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他身分取扱いに関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

協 議 項 目	特別職の身分の取扱い	協議細目	

項	目	参 考 資 料
参考法令	教育長 教育委員会	〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（抄）〕 （最初の委員の選任等） 第18条　市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、当該市町委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。 2　前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に召集される議会の会期の末日まで在任するものとする。 3　新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が召集する。 （最初の教育長の互選） 第19条　市町村の設置があった場合においては、法16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員（法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。）のうちから定めた者を教育長とするものとする。 （最初に任命される委員の任期） 第20条　市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあっては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあっては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。 〔教育公務員特例法（抄）〕 （教育長の給与等） 第17条　教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで（条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。 2　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

協 議 項 目	特別職の身分の取扱い	協議細目	

項目		参考資料
参考法令	選挙管理委員会	【地方自治法（抄）】 （選挙管理委員会の設置及び組織） 第１８１条　普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。 ２　選挙管理委員会は、４人の選挙管理委員を以てこれを組織する。 （選挙管理委員及び補充員の選挙） 第１８２条　選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。 ２　議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。 ３～８　省　略 （任期） 第１８３条　選挙管理委員の任期は、４年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。 ２～４　省　略 【地方自治法施行令（抄）】 （暫定的選挙管理委員） 第４条　普通地方公共団体の設置があった場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもってこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもってこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であった者がないときは、第１条の２の規定による当該普通普通公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であった者（これらの者がないときは、当該普　通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者）のうちから選任した者をもってこれに充てるものとする。 ２　前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第１条の２の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。
	公平委員会	【地方自治法（抄）】 （その他の委員会の職務権限等） 第２０２条の２　省　略 ２　公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。 ３～５　省　略

協 議 項 目	特別職の身分の取扱い	協議細目	

項目		参考資料
参考法令	公平委員会	【地方公務員法（抄）】 （人事委員会又は公平委員会の設置） 第7条　1～2　省　略 3　人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。 4　公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。 （人事委員会又は公平委員会の委員） 第9条　人事委員会又は公平委員会は、3人の委員を持って組織する。 2　委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。 3～9　省略 10　委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 11～13　省　略
	監査委員	【地方自治法（抄）】 （監査委員の設置及び定数） 第195条　普通地方公共団体に監査委員を置く。 2　監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。 （選任及び兼職の禁止） 第196条　監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。 4　識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。 （任期） 第197条　監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。 【地方自治法施行令（抄）】 （監査委員の定数4人の市） 第140条の2　地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万人以上の市とする。

協 議 項 目	特別職の身分の取扱い	協議細目	

項目		参考資料
参考法令	固定資産評価審査委員会	【地方税法（抄）】 （固定資産評価審査委員会の設置、選任等） 第４２３条　固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。 ２　固定資産評価審査委員会の委員の定数は３人以上とし、当該市町村の条例で定める。 ３　固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。 ４～５　省　略 ６　固定資産評価審査委員会の委員の任期は、３年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ７　省　略 ８　市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。 ９　市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に召集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任した者をもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

先進事例

市町村名	合併期日	調整方針
篠山市	H11.4.1	１．新町の職務執行者については、４町の長が別に協議して定めるものとする。 ２．行政委員会委員等の身分の取り扱いについては、特に特別の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。
さいたま市	H13.5.1	３市の特別職の身分の取扱いについては、３市の長が別に協議して定めるものとする。
さぬき市	H14.4.1	１．特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、５町の長が協議して定める。 ２．新市の職務執行者については、５町の長が別に協議して定めるものとする。